

「EBPMの分析レポート (時間外労働の上限規制)」 へのコメント

宇南山卓
(京都大学)

論文の概要

- 時間外労働上限規制の導入の効果
- 時間外労働の上限は原則として月 45 時間及び年 360 時間に
 - 平成31(2019)年4月1日施行
 - 中小企業は1年間の猶予
- 平成31年6月のデータで回帰不連続分析で計測
 - 45時間以上の時間外労働をする労働者の割合を約3%引下げた
 - 平成31年以前、令和2年以降は差がない

技術的なコメント

- そもそも企業規模と長時間労働の関係は？
 - 回帰不連続分析の前提として、企業規模間の非対称性があるはず
 - もし差がないのであれば、単純に対象企業と非対称企業の比較で十分
 - 分析の第一歩は企業規模別の長時間労働該当者の割合
- 規制導入後に45時間以上残業しているのはどんな労働者？
- 77.7%の事業所では長時間労働者が0%
 - 被説明変数は「いる」か「いない」でも良いのでは
- 追加的な情報の有用性
 - どのような事業所で長時間労働が存在するのか？
 - 規制導入後に45時間以上残業しているのはどんな労働者？

これはEBPMなのか？

- 「上限規制」という政策の評価としては有効な試み
 - 現状の内閣府などの推進するEBPMの様式には従っている
 - 効果がゼロではないことは示せた
- 政策立案(Policy Making)ではない
 - 長時間労働の弊害がきちんと定量化されていない
 - 「長時間労働等の業務における過重な負荷により脳・心臓疾患を発症する」
 - 時間外労働**45時間**に根拠はあるのか？中小企業を猶予する根拠はあるのか？
 - 他の政策手段との比較もしていない
 - 長時間労働のメリットが全く考慮されていない
 - 「平均労働時間は、国際的に見て極端に長いとは言えない」
 - 「必要のない時間外労働をなくし、効率的で無駄のない働き方を実現」

あるべきEBPM

- 労働時間の決定メカニズムの解明
 - 技能の獲得上のメリット
 - 出世へのインパクト
- 長時間労働の弊害の定量化
 - どのようなリスクがあるのか？
 - 何時間からリスクは上がるのか？
- 誰に働きかけるのか
 - 個人で判断できないのはなぜか？
 - 十分な監督は可能なのか
- 最終的な労働市場のあり方の提示
 - 人口減少への対応はどうするのか？
 - 長時間労働が不可避の仕事(経営幹部・医師など)をどうするのか？